

旅館業法第8条の規定による行政処分の理由となる犯罪についての連絡などに関する
当該行政庁と都道府県警察との協力について

発出年月日:昭和47年05月15日

文書番号:沖例規防40

公表範囲:概要

旅館業を営む者が当該営業に関し、他の法令に違反した場合に許可の取消し又は営業停止の対象となる法令違反として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反が掲げられていることから、旅館業を所管する行政庁と都道府県警察との連絡等の協力関係を定めたもの。